

# 社団法人 十和田市観光協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人十和田市観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を青森県十和田市西二番町 4 番 1 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、十和田市及びその周辺地域における観光資源及び観光物産の開発、紹介及び宣伝並びに観光施設の整備などを図り、もって地域経済の振興及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、保存及び開発の促進
- (2) 観光と物産の改善、指導及び開発の促進
- (3) 観光と物産の紹介、宣伝及び販売
- (4) 観光関連産業の育成と郷土遺産の保存
- (5) 郷土芸能の伝承、保護及び普及
- (6) 観光諸行事の企画及び実施
- (7) 観光客誘致促進と接遇の改善指導
- (8) 観光関連諸団体との連絡協調及び情報交換
- (9) 地方公共団体等の行う観光関係事業の受託及び観光施設の管理受託
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって民法上の社員とする

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に特に功労があったもの又は有識者で総会において推薦されたもの

(入 会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 正会員若しくは賛助会員が次の各号の一に該当するとき、又は特別会員が第 1 号に該当するときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(2) 会費を一年以上納入しないとき。

2 前項第 1 号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の抛出金品はこれを返還しない。

### 第 3 章 役員及び事務局

(役員種別、定数及び選任)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 3 人

(3) 専務理事 1 人

(4) 理 事 20 人以上 40 人以内 (会長、副会長、及び専務理事を含む)

(5) 監 事 3 人

- 2 理事及び監事は、総会にておいて選任する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を与えることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第16条 この法人に顧問及び参与をそれぞれ5人以内置くことができる。

- 2 顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第18条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第4章 会 議

(会議の種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時会議を同条第3号第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第25条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条及び次条第1条第3号の規定の適用についてはその正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議決の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した正会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、理事会の議決を経て、会長が選任するものとし、その他専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める

## 第6章 資産及び事業計画書等

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始の日から2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 前項の総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び財産目録)

第35条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の承認を得なければならない。

3 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第 3 8 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 3 4 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人は、昭和 3 3 年 4 月 1 日に設立された十和田市観光協会の有する権利及び義務の一切を承継する。
- 5 この法人の設立の際現に十和田市観光協会の会員である物については、引き続きこの法人の会員になるものとする。
- 6 この法人の設立の際現に十和田市観光協会職員であるものについては、引き続きこの法人の職員になるものとする。

### 附 則

(事 業)

第 4 条 ( 3 ) の改正規定は平成 1 2 年 9 月 2 6 日から実施する。